

「子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し」と「エンゼルプラン2015」の対応について

1 エンゼルプランの進捗管理の体制

- (1) 毎年度、施策の進捗状況に関する評価・検証＋実施状況の公表
- (2) 関連計画の見直しや、子ども・子育てに関する環境の変化等により、プランの見直しの必要が生じた場合には、随時見直すこと(エンゼルプラン2015要約)

いしかわエンゼルプラン2001
いしかわエンゼルプラン2005
いしかわエンゼルプラン2010

社会情勢・環境の変化等により、随時見直すことを明記

2 エンゼルプラン2015の性格・位置づけ

エンゼルプラン2015は、以下①及び②の計画に、③～⑧の性格を併せ持つ

- ①いしかわ子ども総合条例に基づく「県行動計画」
- ②子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- ③次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」
- ④「母子保健計画について(局長通知)」に基づく「都道府県母子保健計画」
- ⑤子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- ⑥「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について(局長通知)」に基づく家庭的養護の推進に向けて「都道府県推進計画」
- ⑦母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」
- ⑧子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「都道府県子どもの貧困対策計画」

3 子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し

5年を1期とした計画期間の中間年を目安に、教育・保育の「量の見込み」について、実情と計画が大きくかい離している場合に、適切な基盤整備を行うために、市町計画を見直すもの(内閣府告示、内閣府参事官事務連絡) ※詳細は別紙「根拠法令等」のとおり

＜市町計画の見直し要否の基準＞

- H28.4.1時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値と、量の見込みの計画値の間に1.0%以上のかい離がある場合
- H29年度以降も引き続き受け皿整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合



【県計画の見直しの基準】

市町村の見直しの状況等を踏まえ、必要な場合に見直すこと

4 県内市町の状況

H29.10月末時点の県内19市町の意向(予定を含む)

白山市、能美市、志賀町の3市町が見直しする予定

県の子ども・子育て支援事業支援計画である「いしかわエンゼルプラン2015」については、現状、見直しが3市町と少なく、このまま県計画への影響が少なければ見直さないこととしたい

別紙参考:根拠法令等

●子ども・子育て支援法 (平 24. 8. 22 法律第 65 号)

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

●教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針 (平 26. 7. 2 内閣府告示第 159 号)

6 その他

3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価 (抜粋)

～ (略) ～ 市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。

●市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方(作業の手引き) (平 29. 1. 27 内閣府参事官事務連絡)

2. 見直しの要否の基準 (「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合」の解釈等) (抜粋)

～ (略) ～ 平成 28 年 4 月 1 日時点の支給認定区分ごと (3 号認定については、0 歳児と 1・2 歳児ごと。以下同じ。) の子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みよりも 10%以上のかい離がある場合 (実績値/量の見込み $\leq 90\%$ 、 $110\% \leq$ 実績値/量の見込みとなる場合) には、「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合」に該当し、原則として見直しが必要となる。

また、10%以上のかい離がない場合についても、

① 平成 29 年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合 又は、

② 既に市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合

には、「大きくかい離している場合」に準じて、見直しを行うものとする。

なお、形式的には上記の場合に該当するものの、既に計画を見直している場合など、特別の事情がある場合には、見直しを行わないこともできる。また、上記には該当しない場合であっても、各市町村の判断により、見直しを行うことは差し支えない (女性就業率の更なる上昇に伴い、保育利用率の上昇が見込まれる場合や、実績値 $>$ 量の見込みとなる場合には、見直しを行うことが望ましい)。